

第4章 高知県建設工事共通仕様書

(令和6年7月1日改正予定版)

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1-1 適 用

1. 建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知県が発注する土木工事、港湾・漁港工事、農業土木工事、森林土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る建設工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「高知県建設工事監督規程、高知県建設工事検査規程（以下「建設技術者必携」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、出来高検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図面、**特記仕様書**及び数量総括表に記載された事項はこの共通仕様書に優先する。
4. **特記仕様書**、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-1-2 用語の定義

1. **監督職員**とは、総括監督員、専任監督員、主任監督員、工事監督職員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び工事監督職員が対応する。
2. **総括監督員**とは、「建設技術者必携」に定める総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（高知県契約規則第2条第3項に規定する者をいう）に対する**報告**等を行うとともに、専任監督員、主任監督員及び工事監督職員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
3. **専任監督員**とは、「建設技術者必携」に定める専任監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の**承諾**を行い、又、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会**、**段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）、関連工事の調整を行い、必要があると認める場合は総括監督員に**報告**する。

設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行

うとともに、主任監督員及び工事監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4. **主任監督員**とは、「建設技術者必携」に定める監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示、承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、又**契約図書**に基づく工程の管理、**立会、段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）を行い、必要があると認める場合は専任監督員に**報告**する。

設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における専任監督員への**報告**を行うとともに、工事監督職員のとりまとめを行う者をいう。

- 5A. **工事監督職員**とは、「建設技術者必携」に定める工事監督業務を担当し、受注者に対し直接施工技術の指導監督を行うものは、「工事監督員及び工事副監督員」として指命され、受注者に**通知**される。主に受注者に対する**指示、承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、又**契約図書**に基づく工程の管理、**立会、段階確認**、工事材料の試験又は検査の実施、**設計図書**の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5. **契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。

6. **設計図書**とは、設計書、**特記仕様書**、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

8. **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した書面及び受注者が提出し監督職員が**承諾**した書面は、**特記仕様書**に含まれる。

10. **契約図面**とは、契約時に設計書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11. **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

12. **質問回答書**とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

13. **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。

なお、詳細設計を**契約図書**及び監督職員の**指示**に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

15. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

16. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
17. **協議**とは、書面により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
18. **提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. **提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
20. **報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
21. **通知**とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
22. **連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
23. **納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
24. **電子納品**とは、電子成果品を納品することをいう。
25. **情報共有システム**とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
26. **書面**とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は電子印（押印）を含む）したものも有効とする。
（1） 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
（2） 電子納品を行う場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。
27. **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年3月31日付け28高技管第329号）に基づき実施しなければならない。
28. **工事帳票**とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
29. **工事書類**とは、工事写真及び工事帳票をいう。
30. **契約関係書類**とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
31. **工事完成図書**とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
32. **電子成果品**とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
33. **工事関係書類**とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

34. **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
35. **立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督職員が臨場し、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
36. **段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。
37. **工事検査**とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて完了の**確認**を行うことをいう。
38. **検査職員**とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
39. **同等以上の品質**とは、**設計図書**で指定する品質、又は**設計図書**に指定がない場合には、監督職員が**承諾**する試験機関の品質**確認**を得た品質、若しくは、監督職員の**承諾**した品質をいう。
なお、試験機関において、品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
40. **工期**とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
41. **工事開始日**とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。
42. **工事着手日**とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場制作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。
43. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
44. **工事**とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
45. **本体工事**とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
46. **仮設工事**とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
47. **工事区域**とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。
48. **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
49. **S I**とは、国際単位系をいう。
50. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
51. **J I S 規格**とは、日本産業規格をいう。また、**J A S 規格**とは、日本農林規格をいう。

1－1－1－3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、建設技術者必携等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。

なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-1-4 ワンデーレスポンス

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1 日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1-1-1-5 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械・船舶
- (5) 主要材料
- (6) 施工方法（仮設備計画を含む）
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 環境対策
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が**指示**した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

1-1-1-6 コリnz（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリnz）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリnzから監督職員にメール送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリnz登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリnzから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-7 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日書面により監督職員受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1-1-1-8 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-1-9 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。又着手した場合は速やかに着手届を提出しなければならない。

1-1-1-10 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が高知県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1-1-1-11 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、別に定める建設業法施行規則第 14 条の 2 に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2. 第 1 項の受注者は、建設業法施行規則第 14 条の 6 に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
3. 第 1 項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図 1-1 を標準とする。

（監理技術者補佐は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。）

監理（主任）技術者、監理技術者補佐		
写真 2 cm × 3 cm 程度	氏 名	〇〇 〇〇
	工事名	〇〇改良工事
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	会 社	◇◇建設株式会社
		印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図 1-1

4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-13 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に通知する。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

1-1-1-14 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、波浪、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
2. 発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-15 設計図書の変更

1. **設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び変更設計の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。
2. 受注者は、**設計図書**に従って変更申請図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-1-16 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。
2. 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。
5. 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前**協議**で工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める**協議**開始日までに工期変更に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-1-1-17 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規程に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に**提出**しなければならない。
5. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、**設計図書**又は監督職員の**指示**によるものとする。
6. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規程に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-1-18 工事現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、**設計図書**又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、合わせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したもののについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

1-1-1-19 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督職員に**提示**しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成なる建設資材、木材、アスファルト混合物等

を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含めその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、**工事現場において**再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含めその写しを添付して監督職員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、**工事現場において**再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき**確認**しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて**通知**しなければならない。

9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを**確認**するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを**提出**しなければならない。

10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に**提出**しなければならない。

11. 受注者はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-20 工事完成図

1. 受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。

2. ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の**承諾**を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-1-21 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成**通知書**を監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事完成**通知書**を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を**連絡**するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
6. 修補の完了が確認された場合は、その指示日から補修完了の確認日までの期間は、契約書第 32 条 2 項の規定する期間に含めないものとする。
7. 受注者は、当該工事完成検査については、第 3 編 1-1-6 第 3 項の規定を準用する。

1-1-1-21A 出来高検査

1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の**確認**の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の**通知**を行った場合は、出来高に係わる検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、検査職員の**指示**による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、出来高検査については、第 3 編 1-1-6 第 3 項の規定を準用する。
6. 発注者は、出来高検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を連絡するものとする。
7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行**報告書**を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-1-21B 中間検査

1. 中間検査は建設技術者必携に基づき行うものとする。
2. 中間検査は、**設計図書**において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
3. 中間検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。
4. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に連絡するものとする。
5. 受注者は、当該中間検査については、第3編1-1-6第3項及び第1編1-1-21第4項の規定を準用する。

1-1-1-23 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査に準じた検査を行い、品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

1-1-1-24 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 受注者は、**契約図書**に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
3. 監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
4. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名目的、工期、発注者名及び施工受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第2065号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

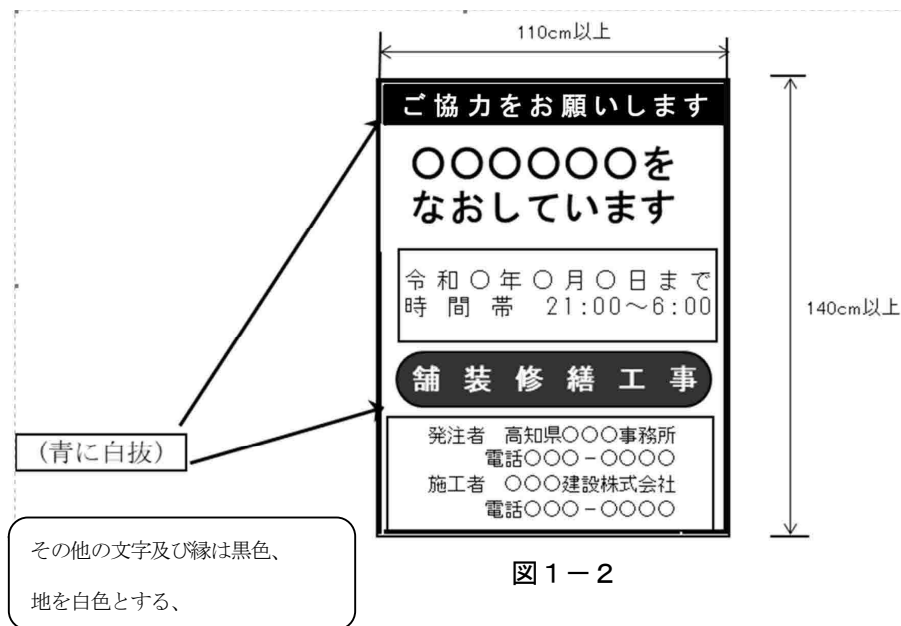


図 1－2

5. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
6. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

7. 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

8. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
9. 受注者は、高知県が定める「建設工事技術管理要綱」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「出来形管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

10. 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1－1－1－25 履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-25A 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

1-1-1-27 工事中の安全確保

1. 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」及び漁港関係工事の発注における工事安全対策の配慮事項について（水産庁漁港部建設課長、平成4年11月12日）、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長、平成15年3月27日）、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。
7. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を

最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板を設けなければならない。
9. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視或いは連絡を行い安全を確保しなければならない。
10. 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
12. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
13. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
14. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
15. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
16. 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には受注者はこれに従うものとする。
17. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
18. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。
19. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

20. 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
21. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**連絡**し、応急措置をとり、補修しなければならない。

1-1-1-28 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。
- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
- なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。
- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-1-29 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-1-30 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**するとともに、監督職員が**指示**する様式（工事事故報告書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1-1-1-31 環境対策

1. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

い。

2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に**連絡**しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**しなければならない。
3. 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
5. 受注者は、水中に工食用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は、自らの負担で撤去し処理しなければならない。

6. 受注者は、工事の施工にあたり表 1－1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年10月 8 日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第 318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第 6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1－2 に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号) 16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工食用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工食用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工食用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

表 1－1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1－2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレイカー ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができる。

9. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と**協議**する。

グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-1-32 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に**協議**しなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-33 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、或いは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。
受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
9. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
10. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行または航行する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
11. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。
なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ**連絡**しなければならない。
12. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。
なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ**連絡**しなければならない。
13. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31 令和3年37月改正 政令第41981号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和34年16月改正 政令第1726号）第22条における制限を超えて

建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 24 年 6 月改正 法律第 532 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表 1－3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m （ただし、指定道路については、4.1m）
重量 総重量	20.0 t （ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18 t （隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t） 、 1.8m 以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転 半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1－1－1－34 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第 34 条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議事項**は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

1－1－1－35 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 地方自治法 | (昭和 22 年法律第 67 号) |
| (2) 建設業法 | (令和 3 年 5 月改正法律第 48 号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成 21 年 6 月改正法律第 51 号) |
| (4) 労働基準法 | (令和 2 年 3 月改正法律第 14 号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年 6 月改正法律第 37 号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年 6 月改正法律第 37 号) |

(7) じん肺法	(平成 30 年 7 月法律第 71 号)
(8) 雇用保険法	(令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)
(9) 労働者災害補償保険法	(令和 2 年 6 月改正法律第 40 号)
(10) 健康保険法	(令和 5 年 5 月改正法律第 31 号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和 2 年 6 月改正法律第 40 号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和 4 年 12 月改正法律第 97 号)
(14) 道路法	(令和 3 年 3 月改正法律第 49 号)
(15) 道路交通法	(令和 5 年 5 月改正法律第 19 号)
(16) 道路運送法	(令和 5 年 4 月改正法律第 18 号)
(17) 道路運送車両法	(令和 4 年 3 月改正法律第 4 号)
(18) 砂防法	(平成 25 年 11 月改正法律第 76 号)
(19) 地すべり等防止法	(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
(20) 河川法	(令和 3 年 5 月改正法律第 31 号)
(21) 海岸法	(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(22) 港湾法	(令和 4 年 11 月改正法律第 87 号)
(23) 港則法	(令和 3 年 6 月改正法律第 53 号)
(24) 漁港漁場整備法	(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(25) 下水道法	(令和 4 年 5 月改正法律第 44 号)
(26) 航空法	(令和 4 年 6 月改正法律第 62 号)
(27) 公有水面埋立法	(平成 26 年 6 月改正法律第 51 号)
(28) 軌道法	(令和 2 年 6 月改正法律第 41 号)
(29) 森林法	(令和 2 年 6 月改正法律第 41 号)
(30) 環境基本法	(令和 3 年 5 月改正法律第 36 号)
(31) 火薬類取締法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(32) 大気汚染防止法	(令和 2 年 6 月改正法律第 39 号)
(33) 騒音規制法	(平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)
(34) 水質汚濁防止法	(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)
(36) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正法律第 72 号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(38) 文化財保護法	(令和 3 年 4 月改正法律第 22 号)
(39) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正法律第 50 号)
(40) 電気事業法	(令和 5 年 6 月改正法律第 44 号)
(41) 消防法	(令和 5 年 6 月改正法律第 58 号)
(42) 測量法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(43) 建築基準法	(令和 5 年 6 月改正法律第 58 号)
(44) 都市公園法	(平成 29 年 5 月改正法律第 26 号)

(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)
(46) 土壤汚染対策法	(平成 29 年 6 月改正法律第 45 号)
(47) 駐車場法	(平成 29 年 5 月改正法律第 26 号)
(48) 海上交通安全法	(令和 3 年 6 月改正法律第 53 号)
(49) 海上衝突予防法	(平成 15 年 6 月改正法律第 63 号)
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第 43 号)
(51) 船員法	(令和 3 年 6 月改正法律第 75 号)
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成 30 年 6 月改正法律第 59 号)
(53) 船舶安全法	(令和 3 年 5 月改正法律第 43 号)
(54) 自然環境保全法	(平成 31 年 4 月改正法律第 20 号)
(55) 自然公園法	(令和 3 年 5 月改正法律第 29 号)
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第 37 号)
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第 36 号)
(58) 河川法施行法	(平成 11 年 12 月改正法律第 160 号)
(59) 技術士法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(60) 漁業法	(令和 3 年 5 月改正法律第 47 号)
(61) 空港法	(令和 4 年 6 月改正法律第 62 号)
(62) 計量法	(平成 26 年 6 月改正法律第 69 号)
(63) 厚生年金保険法	(令和 5 年 3 月改正法律第 3 号)
(64) 航路標識法	(令和 3 年 6 月改正法律第 53 号)
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和 4 年 5 月改正法律第 46 号)
(66) 最低賃金法	(平成 24 年 4 月改正法律第 27 号)
(67) 職業安定法	(令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)
(68) 所得税法	(令和 5 年 6 月改正法律第 44 号)
(69) 水産資源保護法	(平成 30 年 12 月改正法律第 95 号)
(70) 船員保険法	(令和 5 年 5 月改正法律第 31 号)
(71) 著作権法	(令和 3 年 6 月改正法律第 52 号)
(72) 電波法	(令和 4 年 12 月改正法律第 93 号)
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和 4 年 4 月改正法律第 32 号)
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和 4 年 3 月改正法律第 12 号)
(75) 農薬取締法	(令和 5 年 5 月改正法律第 36 号)
(76) 毒物及び劇物取締法	(令和 5 年 5 月改正法律第 36 号)
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(令和元年 6 月改正法律第 35 号)
(79) 警備業法	(令和元年 6 月改正法律第 37 号)
(80) 個人情報保護に関する法律	(令和 5 年 11 月改正法律第 79 号)
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律	(令和 5 年 6 月改正法律第 58 号)

(83) 関係都道府県条例及び市町村条例

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-36 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督職員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
8. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、受注者の決めた休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-38 工事測量

1. 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果

を監督職員に**提出**しなければならない。

2. 受注者は、受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**連絡**し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受ける恐れのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
6. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1－1－1－39 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に**通知**しなければならない。
2. 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合、波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 降雨に起因する場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上
 - ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
 - ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
 - ④ その他**設計図書**で定めた基準
 - (3) 強風に起因する場合
最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あった場合
 - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、高潮、波浪及び豪雪に起因する場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-40 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保するものとする。
3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、掛金充当実績総括表の作成後に、監督職員に提示しなければならない。
6. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

1-1-1-42 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他白然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-1-43 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。